

# 施策目標個票

(国土交通省26-④)

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 施策目標             | 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する                        |  |
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | 海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸侵食対策等を実施することにより、良好な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。 |  |
| 評価結果             | 目標達成度合いの測定結果  | (各行政機関共通区分)<br>②目標達成<br>(判断根拠)<br>各指標の進捗状況を鑑みるに、各施策とも目標年度までには目標値を達成すると思料されるため。                                     |
|                  | 施策の分析   | 良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止のため、港湾環境整備事業、海洋・沿岸域環境の保全等の推進、船舶油濁損害対策等を行っており、全ての業績指標において目標達成に向けた傾向が示されている。 |
|                  | 次期目標等への反映の方向性   | 施策の達成すべき目標及び業績指標の目標は妥当性であり、継続して政策チェックアップを行うこととする。  |

|   | 初期値      | 実績値  |        |        |        |        | 評価 | 目標値  |
|---|----------|------|--------|--------|--------|--------|----|------|
|   |          | 18年度 | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度   |    |      |
| 16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数                                 | 0件       | 0件   | 0件     | 0件     | 0件     | 0件     | A  | 0件   |
|   | 0件       | 0件   | 0件     | 0件     | 0件     | 0件     |    | 0件   |
|   | 年度ごとの目標値 |      | 0件     | 0件     | 0件     | 0件     | 0件 |      |
| 17 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数                                     | 0隻       | 0隻   | 0隻     | 0隻     | 0隻     | 0隻     | A  | 0隻   |
|   | 0隻       | 0隻   | 0隻     | 0隻     | 0隻     | 0隻     |    | 0隻   |
|   | 年度ごとの目標値 |      | 0隻     | 0隻     | 0隻     | 0隻     | 0隻 |      |
| 18 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合                              | 37.76%   | -    | 37.76% | 38.04% | 38.13% | 38.13% | A  | 約40% |
|   | 37.76%   | -    | 37.76% | 38.04% | 38.13% | 38.13% |    | 約40% |
|   | 年度ごとの目標値 |      | -      | -      | -      | -      | -  |      |
| 19 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数                                    | 約6年      | 約7年  | 約7年    | 約7年    | 約8年    | 約8年    | A  | 約7年  |
|   | 約6年      | 約7年  | 約7年    | 約7年    | 約8年    | 約8年    |    | 約7年  |
|   | 年度ごとの目標値 |      | -      | -      | -      | -      | -  |      |
| 20 三大湾において水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合 | 46.2%    | -    | 46.2%  | 47.0%  | 47.9%  | 48.5%  | A  | 約50% |
|   | 46.2%    | -    | 46.2%  | 47.0%  | 47.9%  | 48.5%  |    | 約50% |
|   | 年度ごとの目標値 |      | -      | -      | -      | -      | -  |      |

| 施策の予算額・執行額等【参考】<br>※下段<>は書きは、複数施策に関連する予算であり、外数である。 | 区分                 | 24年度               | 25年度               | 26年度               | 27年度         | 28年度要求額      |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|
|  |                    | 当初予算(a)            | 7,086<br><152,397> | 6,748<br><143,815> | 5,638<br><0> | 5,323<br><0> |
| 補正予算(b)  | 155<br><46,667>    | 1,030<br><20,500>  | 0<br><0>           | -                  |              |              |
| 前年度繰越等(c)  | 1,119<br><39,295>  | 2,122<br><49,131>  | 3,035<br><0>       | -                  |              |              |
| 合計(a+b+c)  | 8,360<br><238,359> | 9,901<br><213,445> | 8,672<br><0>       | 5,323<br><0>       |              |              |
| 執行額(百万円)   | 6,198<br><188,209> | 6,836<br><212,145> |                    |                    |              |              |
| 翌年度繰越額(百万円)  | 2,122<br><49,131>  | 3,035<br><0>       |                    |                    |              |              |
| 不用額(百万円)   | 40<br><1,020>      | 30<br><1,300>      |                    |                    |              |              |

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(24年度:15,858億円、25年度:19,594億円、26年度:19,964億円、27年度:19,966億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(24年度:8,329億円)等の内数がある。

|                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 国土交通省政策評価会(平成27年6月23日) |
|-----------------|------------------------|

|       |     |        |                       |          |         |
|-------|-----|--------|-----------------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 港湾局 | 作成責任者名 | 海洋・環境課<br>(課長 小谷野 喜二) | 政策評価実施時期 | 平成27年8月 |
|-------|-----|--------|-----------------------|----------|---------|

**業績指標 16**

我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数

**評価**

|   |   |
|---|---|
| A | 目標値：0件（毎年度）<br>実績値：0件（平成25年度）<br>0件（平成26年度）<br>初期値：0件（平成18年度） |
|---|---|

**(指標の定義)**

ナホトカ号油流出事故（平成9年1月2日）規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数

**(目標設定の考え方・根拠)**

ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・海洋基本計画（平成25年4月26日）

国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）などで扱われる「海洋汚染防止条約（マルポール条約）」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出並びに廃油処理施設の確保など、適切な対応を図るとともに、バラスト水管理条約の発効に向けた準備を行う。

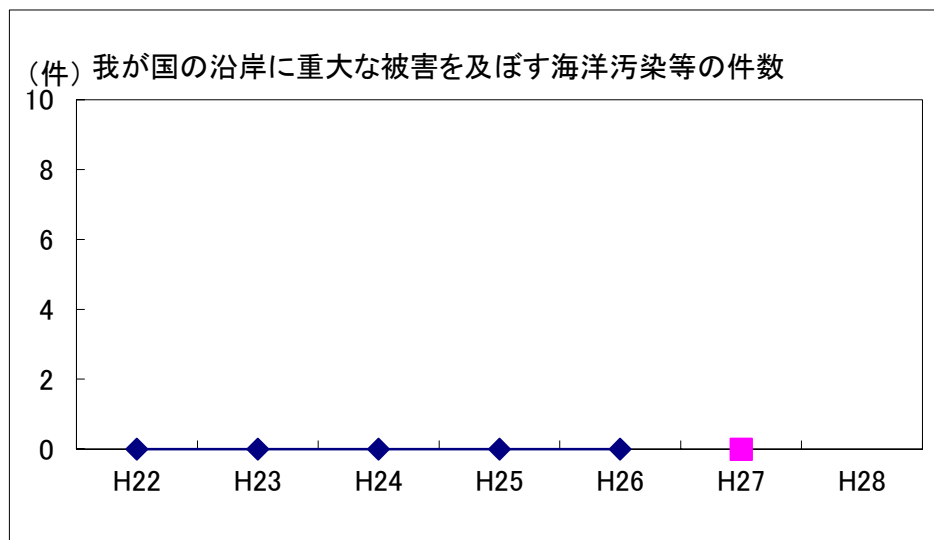
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

| 過去の実績値 |     |     |     |     | (年度) |
|--------|-----|-----|-----|-----|------|
| H22    | H23 | H24 | H25 | H26 | H26  |
| 0件     | 0件  | 0件  | 0件  | 0件  | 0件   |



**事務事業等の概要**

**主な事務事業等の概要**

・海洋汚染防止指導  
 海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う。  
 (平成25、26年度)

予算額557千円（平成25年度）・予算額556千円（平成26年度）

**関連する事務事業等の概要**

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

海洋汚染防止指導事業の継続的な実施の結果、海運関係者等の間に海洋汚染防止に対する意識が浸透し、平成25年度に引き続き平成26年度も0で移行しており、順調であると推測される。

#### (事務事業等の実施状況)

平成25年度は、中部運輸局、神戸運輸監理部並びに中国運輸局の3カ所において、平成26年度は、北陸信越運輸局、北海道運輸局並びに東北運輸局の3カ所において海洋汚染防止指導・講習会を開催し、活発な意見交換が行われた。

平成25年度に実施した規制の事前評価である「海岸法の一部を改正する法律案」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成26年度の実績値は0件であることから、順調であると評価できる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標値の「0」を達成しているためAと評価した。なお、引き続き関係者等への海洋汚染防止指導を行い、今後も当該目標値を達成し続けていく必要がある。

特に、船舶からの油等の排出要件やバラスト水及び船体付着物を通じた有害水生生物の越境移動による生態系破壊対策等に係る国際海事機関（IMO）での議論及びそれに伴う国内法令改正等の動向については、国民への影響も大きいことから、関係者に対して情報提供を重点的にを行い、関係者への海洋汚染防止に対する意識の更なる浸透を図っていく必要がある。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

### (平成27年度)

なし

### (平成28年度以降)

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局海洋政策課（課長 大沼 俊之）

**業績指標 17**

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数

**評価**

|   |   |
|---|---|
| A | 目標値：0隻（毎年度）<br>実績値：0隻（平成25年度）<br>0隻（平成26年度）<br>初期値：0隻（平成19年度） |
|---|---|

**（指標の定義）**

我が国に入港・入域する国際総トン数 100 トン以上の外航船舶（タンカーを除く。以下、同じ。）であって、我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こしたもののうち、船主責任保険に未加入である船舶の隻数

（なお、タンカーについては、国際条約に基づく基金による損害賠償保障制度が確立されていることから、本指標からは除いている。）

**（目標設定の考え方・根拠）**

我が国に入港・入域する国際総トン数 100 トン以上の外航船舶に対しては、平成 17 年 3 月以降、油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付けており、入港・入域前の保障契約情報の通報とデータベースを照合するなどし、保険の内容等を確認している。このような事務作業を行うことにより、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は 0 隻となっていることから、次年度以降も保険未加入数 0 隻を目標とする。

**（外部要因）**

該当なし

**（他の関係主体）**

該当なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

・海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日）

さらに、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。

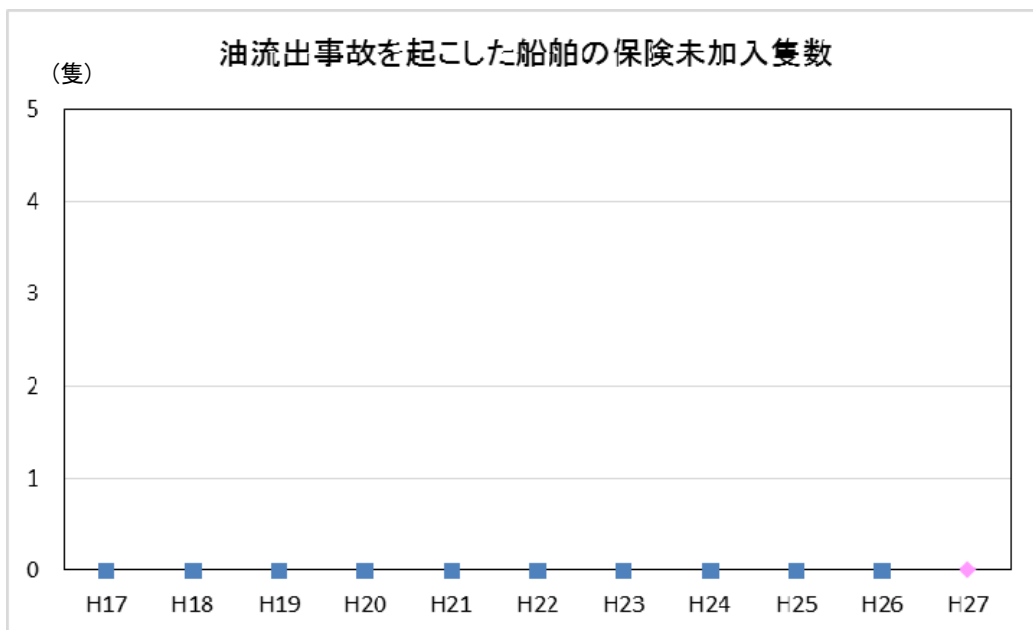
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

| 過去の実績値 |       |       |       |       | （年度） |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| H 2 2  | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 |      |
| 0 隻    | 0 隻   | 0 隻   | 0 隻   | 0 隻   |      |



## 事務事業等の概要

### 主な事務事業等の概要

#### ○放置座礁船対策

「船舶油濁損害賠償保障法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船舶所有者等に油濁損害及び、船体撤去をてん補する船主責任保険への加入を徹底させる。

予算額：56百万円（平成25年度）42百万円（平成26年度）

### 関連する事務事業等の概要

#### ○外国船舶油防除対策費補助金

やむを得ず地方公共団体が外国船舶の座礁等による排出油の防除等を行った場合に、当該防除等費用の一部について支援措置を講じる。

予算額：15百万円（平成25年度）15百万円（平成26年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数は0隻であり、順調である。

#### （事務事業等の実施状況）

平成25、26年度は、「船舶油濁損害賠償補償法」に基づき、我が国に入港する100トン以上の外国籍船舶の船長等からの事前通報等により保険加入の有無を確認するとともに、同法の規定に違反する事実がある場合には、保障契約締結の命令等の是正命令を行い、是正措置を講じさせ、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の徹底を図った。27年度も引き続き、同様の取り組みを行い保険加入の徹底を図る。

平成25年保障契約締結命令等発出件数 7件

平成26年保障契約締結命令等発出件数 11件

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は0隻であり、Aと評価した。これは、船舶油濁損害賠償保障法に基づく、我が国に入港する100トン以上の外航船舶への保険加入の義務付けが、船舶所有者等に十分浸透しているものと考えられる。

しかし、ひとたび無保険船による座礁等の事故が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすとともに、油防除等に莫大な費用を要することから、引き続き放置座礁船対策を推進していく。

## 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成27年度）

なし

### （平成28年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課危機管理室（室長 峰元 健正）

**業績指標 18**

過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合

| 評 価 |  |
|-----|--|
| A   | 目標値：約40%（平成28年度）<br>実績値：38.13%（平成25年度）<br>38.13%（平成26年度）<br>初期値：約37.8%（平成23年度） |

**（指標の定義）**

過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な干潟面積約4,000haのうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約4割（1,555ha）の干潟が再生していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに45haを再生する。

$1,555 / 4,000 = 0.38875 \approx 0.39 \approx$  約4割

**（外部要因）**

地元の調整状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。（第3章戦略6③）

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成を推進します。（第3部第1章9節）

閉鎖性海域の水質改善のため、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（第3部第1章9節）

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）

「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

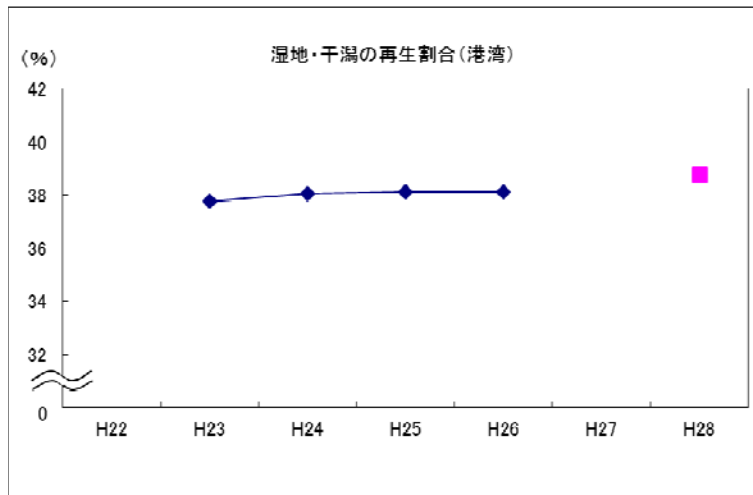
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

**【その他】**

なし

| 過去の実績値 |        |        |        |        | （年度） |
|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| H22    | H23    | H24    | H25    | H26    |      |
| —      | 37.76% | 38.04% | 38.13% | 38.13% |      |



**事務事業等の概要**

主な事務事業等の概要

・港湾空間における自然環境の保全、再生及び創出  
 港湾において、浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図る。  
 予算額：  
 港湾整備事業費 1,696 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 19,491 億円の内数（平成 25 年度）  
 港湾整備事業費 2,312 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 19,964 億円の内数（平成 26 年度）

関連する事務事業等の概要

該当なし

**測定・評価結果**

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)  
 干潟の再生割合の推移は以下のとおり着実に増加しており、順調である。  
 H23 37.76%  
 H24 38.04%  
 H25 38.13%  
 H26 38.13%  
 ※平成 26 年度の指標値は対前年比横ばいとなっているが、事業完了時点で干潟の再生面積を計上しているためである。なお、平成 26 年度も自然再生事業を実施しており、目標年度に目標値の達成が見込まれる。  
 (事務事業等の実施状況)  
 港湾整備事業等により発生した浚渫土砂等を活用して、良好な自然環境である海浜・干潟等の保全・再生・創出を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

事業の実施状況より、今後も干潟の再生割合の増加が見込まれるため、A と評価した。  
 指標については、事業完了時点における干潟の再生面積を計上しているため、当該年度に事業実施中であっても反映されていない。  
 その上で、最終目標の達成までに必要となる干潟の再生面積は 30ha であるが、現在実施している事業（30ha）は施工の最終段階である覆砂工を実施しており、目標の達成は可能と考えている。

**平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項**

(平成 27 年度)  
 なし  
 (平成 28 年度以降)  
 なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：港湾局海洋環境課（課長 小谷野 喜二）

**業績指標 19**

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数

| 評価 |  |
|----|--|
| A  | 目標値：約7年（平成29年度）<br>実績値：約8年（平成25年度）<br>約8年（平成26年度）<br>初期値：約7年（平成24年度） |

**(指標の定義)**

廃棄物の受入期間の計画値から算出される各海面処分場における残余確保年数の平均値

**(目標設定の考え方・根拠)**

港湾整備において発生する浚渫土砂を、海面処分場にて計画的に処分していく必要がある。また、一般廃棄物に関して、内陸部における最終処分場の確保が困難になってきていることから、都市部を中心に海面処分場への依存度が高くなっている。そのため、内陸部における最終処分場だけでは対応できない廃棄物等を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れていく必要がある。このようなことから、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要がある。

海面処分場について、平成24年度に整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成24年度において約7年のところが、平成29年度末には約5年となってしまう。また、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに平均して約7年の年数が必要である。よって、廃棄物処分の逼迫した状況を回避するためには、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保することから、目標値を約7年と設定した。

**(外部要因)**

内陸部においては廃棄物の最終処分場の確保が困難になってきている。また、最終処分場に係る環境規制等の強化を受け、海面処分場の維持管理及び跡地利用に係る港湾管理者の負担が増加しており、今後の海面処分場整備を妨げる要因となり得る。

**(他の関係主体)**

- 環境省（廃棄物行政を所管）
- 港湾管理者（事業主体）
- 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）  
 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（第5章第2節6（2））
- ・環境基本計画（平成24年4月27日）  
 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）  
 港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。（第2部4（3））

**【閣決（重点）】**

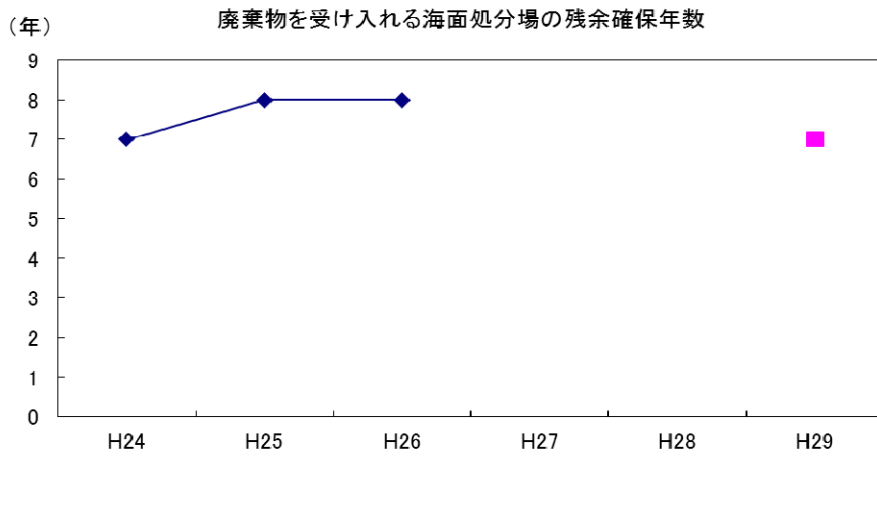
なし

**【その他】**

なし

| 過去の実績値 |     |     |     |     | (年度) |
|--------|-----|-----|-----|-----|------|
| H22    | H23 | H24 | H25 | H26 |      |
| 約7年    | 約7年 | 約7年 | 約8年 | 約8年 |      |





**事務事業等の概要**

**主な事務事業等の概要**

- ・廃棄物埋立護岸の整備  
都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成27年3月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。
- ・循環型社会形成推進のための港湾法等の改正  
陸上処分場に対する国の支援との均衡を図り、海面処分場の計画的な整備を更に推進するため、港湾法等を平成19年6月に改正し、廃棄物埋立護岸等の整備にかかる国の負担割合を4分の1から3分の1に引き上げた。
- ・海面処分場の延命化  
循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備することにより循環型社会の構築を支援する。また、逼迫する首都圏の海面処分場の延命化を図るべく、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用することにより広域利用を推進する。

予算額：  
 港湾整備事業費1,696億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,491億円の内数（平成25年度）  
 港湾整備事業費2,312億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等19,964億円の内数（平成26年度）

**関連する事務事業等の概要**

なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

平成26年度の実績値は約8年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

**（事務事業等の実施状況）**

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、逼迫する首都圏の海面処分場の延命化を図るべく、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等で建設資材として活用するなど、広域利用を推進する。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成26年度の実績値は約8年であり、目標年度における目標値を達成すべく取組を進めているところ。今後も引き続き廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。以上から、Aと評価した。

**平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**（平成27年度）**

なし

**（平成28年度以降）**

なし

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 小谷野 喜二）

**業績指標 20**

三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合

| 評価 |   |
|----|---|
| A  | 目標値：約50%（平成28年度）<br>実績値：47.9%（平成25年度）<br>48.5%（平成26年度）<br>初期値：46.2%（平成23年度） |

**（指標の定義）**

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域（3,000ha）のうち、改善した割合。

$(\text{底質改善を実施した面積}) / (\text{底質改善が必要な区域の面積})$

**（目標設定の考え方・根拠）**

長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標とし、当面の目標として平成28年度までに約50%（1,500ha）の区域が改善していることを目標として、平成24年度から平成28年度までに115ha（深掘跡埋め戻し75ha、覆砂等40ha）を改善する。

$(1,384\text{ha} + 115\text{ha}) / 3,000\text{ha} = 0.5 = \text{約}50\%$

**（外部要因）**

地元調整の状況等

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）

閉鎖性海域においては、失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り、干潟・海浜、藻場等の再生、底質環境の改善に向けた取組みを推進する。（第2部第1章第7節3）

- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）

閉鎖性水域の水質汚濁対策の推進。（第3章戦略6③）

- ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、深掘跡の埋め戻しを推進します。（第3部第1章9節）

汚染の著しい海域などにおいて、覆砂などの水質浄化対策を推進します。（第3部第1章9節）

- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）

「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。（第2部9（3））

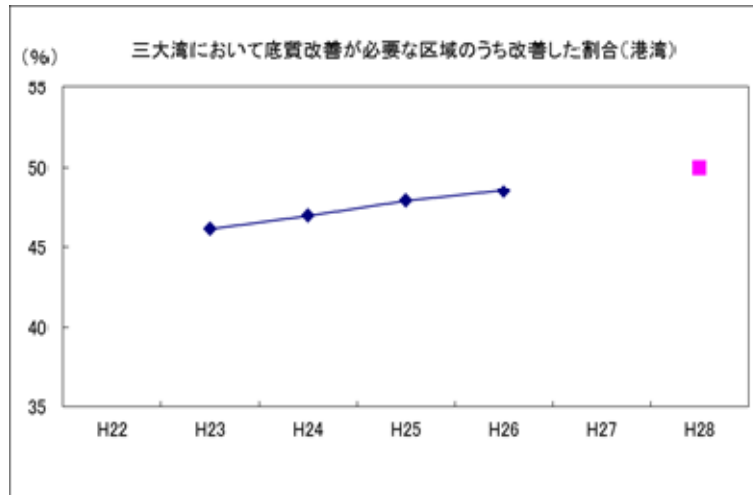
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章及び第3章に記載あり」

**【その他】**

なし

| 過去の実績値 |       |       |       | (年度)  |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| H22    | H23   | H24   | H25   | H26   |
| —      | 46.2% | 47.0% | 47.9% | 48.5% |



### 事務事業等の概要

#### 主な事務事業等の概要

- ・港湾空間における自然環境の保全・再生及び創出  
港湾整備により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施。

予算額：

港湾整備事業費 1,696 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等 19,491 億円の内数(平成25年度)  
港湾整備事業費 2,312 億円(国費)及び社会資本整備総合交付金等 19,964 億円の内数(平成26年度)

#### 関連する事務事業等の概要

該当なし

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

3 大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合の推移は下記のとおり着実に増加しており、順調である。

H23 46.2%  
H24 47.0%  
H25 47.9%  
H26 48.5%

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により発生する浚渫土砂を活用して、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標より、底質の改善が見込まれるためAと評価した。  
なお、今後も引き続き、深掘跡の埋め戻し、覆砂等を実施していく。

### 平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

なし

(平成28年度以降)

なし

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海洋・環境課(課長：小谷野 喜二)